

名古屋市達第1号

子ども青少年局
区 役 所
区 役 所 支 所

区役所処務規程等の一部を次のように改正する。

令和8年2月17日

名古屋市長 広 沢 一 郎

(区役所処務規程の一部改正)

第1条 区役所処務規程(昭和28年名古屋市達第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項保健福祉センター福祉部民生子ども課の項第6号中「及び施設等利用給付認定」を「、施設等利用給付認定及び乳児等支援給付認定」に改める。

(名古屋市区役所支所処務規程の一部改正)

第2条 名古屋市区役所支所処務規程(昭和38年名古屋市達第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項区民福祉課の項第4号中「及び施設等利用給付認定」を「、施設等利用給付認定及び乳児等支援給付認定」に改める。

(区長以下代決規程の一部改正)

第3条 区長以下代決規程(平成12年名古屋市達第41号)の一部を次のように改正する。

別表第3民生子ども課長の項第3号及び同表区民福祉課長の項第3号中「及び第30条の5による施設等利用給付認定」を「、第30条の5による施設等利用給付認定及び第30条の15による乳児等支援給付認定」に改める。

附 則

この達は、発布の日から施行する。